

前回に続き、神人のお話。1303年(鎌倉時代)石清水八幡宮境内の駿河三味堂(今はない)修造のための人夫の1番から10番までの割り当てで、八幡宮の神人がその役を。「修造する間はちゃんと務めなさい。失礼なこと、軽はずみなことはしない、喜ばしきことなので」と注意書きが。例えば6番にある軽物座とは日常的には製品の販売に当たるし、8番にある皮染座とは武具馬具に使う菖蒲草(地を藍で染め、ショウブの葉や花の文様を白く染め抜いたシカのなめし革)を作る職人集団の座。こうした奉仕の代償として、神人には税を免除され、その当時の権力からも侵すことが出来ない神聖な場所・八幡宮の庇護のもと、自由に商売ができた。それでは神人の資格はどのようにして?「石清水の場合、本宮をふくめて、その荘園の住人が石清水の神人であることを申請して、「礼銭」なるものを渡し本宮が「補任状」のようなものを渡した。平安時代には5000~6000人いたのではないか」と言われる。

(「」は歴史を探求する会資料より)

- ① 日時 2019年11月14日(木) 13時30分~
- ② 講師 出口修さん
- ③ 参加費 100円

新・八幡の歴17回目です。新しくスタートしています。前のお話と違う部分も話されるそうです。



(石清水八幡宮)

それでは神人の資格はどのようにして?「石清水の場合、本宮をふくめて、その荘園の住人が石清水の神人であることを申請して、「礼銭」なるものを渡し本宮が「補任状」のようなものを渡した。平安時代には5000~6000人いたのではないか」と言われる。

八幡まるごと館 / 八幡市男山松里12-20

(TEL&FAX) 075-983-3664

(E-MAIL) yawata@marugotokan.net

ホームページは <http://marugotokan.net/>

又は、八幡まるごと館で検索して下さい



八幡まるごと館は街行く人のだれもが自由に立ち寄れる“地域サロン”です。休館日は毎週火曜日全日と土日午後です。